

(様式第1号)

平成28年度第2回ご当地ナンバープレート選定委員会 会議録

日 時	平成28年5月23日(月) 14:00~15:00
場 所	市役所南館4階 第1委員会室
出席者	委員長 稗田 康晴 委員 荒木 優子, 上月 敏子, 田中 理生, 前田 由利
欠席者	なし
事務局	脇本 篤 (総務部参事(財務担当)) 西 嘉成 (課税課長) 橋本 雅子 (課税課係長) 川原 聖貴, 池本 結美 (課税課係員)
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	0人

1 会議次第

1 開会

2 議題

(1) 署名委員の指名について

(2) 募集要項(案)について

3 その他

4 閉会

2 配布資料

次第

募集要項(案)

応募用紙(一般部門)(A案)

応募用紙(一般部門)(B案)

応募用紙(一般部門)(C案)

3 審議経過

(稗田委員長)

ただいまより、第2回芦屋市ご当地ナンバープレート選定委員会を開会いたします。まずは、前回ご欠席の前田由利先生より簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(前田委員)

前回は大変失礼いたしました。神戸市の東灘区で設計事務所をしております、YURI DESIGNの前田と申します。芦屋市では何年か前から景観のアドバイザーをさせていただいております。今回ナンバープレートは初めてですが、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員一同)

よろしくお願いいたします。

(稗田委員長)

それでは、まず本委員会の成立について確認をさせていただきます。事務局から報告をお願いします。

(事務局：橋本)

事務局より報告をさせていただきます。本日の委員の皆様の出席状況に

ついてですが、委員定数5名中5名の委員が出席されておられます。芦屋市ご当地ナンバープレート選定委員会規則第3条第2項の規定で、過半数以上の出席で成立となっておりますので、会議は成立しております。

(稗田委員長) 今報告のありましたとおり、本委員会は成立しております。続きまして、会議の公開についてお諮りをさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

(事務局：橋本) 事務局より説明をいたします。芦屋市情報公開条例で附属機関の行う会議は原則公開と定められております。ただし、非公開情報が含まれる事項の審議等の場合につきましては、出席者の3分の2以上の賛成があれば公開しないことができることとなっております。

(稗田委員長) ただ今ご説明のありましたとおり、基本公開ということで、委員の皆様方の3分の2以上の同意があった場合のみ非公開とすることができるということになっております。特に本日審議の予定の中では非公開とすべき事柄がないと思われまので、本会議については公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員一同) (異議なし。)

(稗田委員長) それでは本会議を公開とさせていただきます。傍聴者がいらっしゃれば入出をさせていただきたいと思いますが、傍聴者はいますか。

(事務局：橋本) いません。

(稗田委員長) 分かりました。それでは早速、議題(次第2)に入らせていただきます。まず、議題2の(1)署名委員の指名についてでございますが、前回委員会の方で協議をさせていただきますして、議事録の署名については今後順次委員の皆様で順番に回していくということで確認をさせていただきました。本日の議事録については上月委員にお願いしたいと思います。

(上月委員) 承知いたしました。

(稗田委員長) それでは早速、議題2の(2)募集要項(案)について協議をさせていただきます。前回の委員会の中で様々なご意見をいただきまして、原案を修正して、また、その後調査をしたものについて、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：橋本) では事務局より説明させていただきます。まず、前回委員の皆様にご意見を頂戴し、調査と修正をさせていただきました。本日お配りさせていただいております資料、募集要項(案)に基づきましてご説明をさせていただきます。1ページ目をお開きいただけますでしょうか。まず、「1. はじめに」というところで、こちらはこのプレートの募集に当たるコンセプトを記載させていただいているところになりますが、こちらにつきましては、デザインを応募する側の表現だけではなく、プレートを使用

する側の表現をいれるというご意見を頂戴いたしまして、事務局（案）を作成いたしました。赤字のところ、新たに付け加えたところになります。読み上げさせていただきますと、「新しいナンバープレートが芦屋の街を彩り、多くの方々に永く愛されるものとなることを期待しております」という原動機付自転車に乗る人の視点に立った文章を追加させていただきました。続きまして、「4. 応募資格」のところですが、こちらはご意見を頂戴していない部分にはなりますが、前回、中学生以下部門（こども部門）という表現にさせていただいておりましたが、一般部門により近い形でこども部門を前に表示させていただいております。続きまして、2ページ目をご覧ください。「5. 規格」の項目についてです。こちらは前回と表記の内容は変わっておりませんが、見た目をかなり変更させていただきました。変更できる部分とできない部分を分かりやすくすること、全体的に自由度が高いということが分かるようにしたほうがいいのではないかというご意見を前回頂戴し、作成したものになります。既存のプレート図を削除したほうが良いのではないかというご意見も頂戴しましたが、全体的にまずは上の部分で「形は自由です。」「文字・数字の大きさ、フォント、位置は自由です。」「デザインは何色でも使用できます。」という自由なところを表記しておりますので、プレート案は消さずに、既存のデザインではなく、デザイン例として表示し、規格の表示とさせていただきました。下の枠に入っているものにつきましては、注意事項として全部記載させていただくこととしました。色につきましては、荒木委員からご質問のあった点で業者に確認しましたところ、スクリーン印刷という技法を用いれば、デザインは何色でも使用できるということと、グラデーションが表現可能ということが確認することができましたので、「デザインは何色でも使用できます。」という表示にさせていただきました。では、ページをめくっていただきまして3ページ目、「6. 応募方法」についてです。こちらは応募の際の記述項目について、デザインの題名とデザインへ込めた想いの両方を記載していただくものへ変更いたしました。デザインへ込めた想いの字数につきましては、50字から100字程度と前回の委員会でご意見を頂戴しましたので100字程度とし、それより多くても少なくても対応できるような形とさせていただきました。前回、応募用紙についてもご意見を頂戴しておりましたので、A案、B案、C案という資料を本日お配りしております。A案は、前回事務局が提示させていただいた内容になります。B案は、前回委員の皆様からご意見を頂戴したものですが、ご意見を基にどのようなものになるか事務局で作成してみました。後ほどA案のままでいいのか、それともB案、C案を盛り込んだ方がいいのか協議いただき、ご意見を頂

戴できればと思っております。よろしくお願ひいたします。また、手書き用の応募用紙について追加したのは、枠を原寸大のサイズとするところと、ビスマーク、自賠責のシールとナンバーを表示したのもも作成しました。続きまして、4ページ目の「7. 審査」についてです。こちらは皆様で前回ご協議いただきました審査方法につきまして、簡単に一次審査、二次審査という表記をさせていただきました。一次審査は各委員の皆様による書類審査、二次審査は委員会で協議により決定ということで、あえて10作品選ぶというようなことは記載しておりませんが、このように審査をしますということを表記させていただいております。前回から修正させていただいた部分は以上になりますので、本日もご審議よろしくお願ひいたします。

(稗田委員長) ありがとうございます。事務局から前回からの修正点などを中心にご説明いただいたところです。前回の資料は、皆様方お持ちでいらっしゃるのでしょうか。それと見比べていただくと、もう少し分かりやすくなるのかもしれない。それぞれ赤字で書いているところが、基本的に前回からの変更、追加などがあったところということでございました。それでは、前回と同じように資料をいくつか分割しながら進めてまいりたいと思います。まず、募集要項1ページ目の項目1～4に関しまして、協議をさせていただきたいと思ひます。

(稗田委員長) まず、「1. はじめに」について、今回の募集を行うに当たりましての想いや目的を表現しております。赤字の部分が今回付け加わった文章ということでございますが、全体の文章を再度見ていただきまして、もう少しこういう表現を入れたら良いのではないかと等、ご意見がありましたらご発言をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(委員一同) (特になし。)

(稗田委員長) それでは、次に進めさせていただきます。応募期間につきましては、前回と特に変更ございません。ただし、文字の囲い部分は前回説明にもありましたとおり、その後のスケジュール等の兼ね合いの中で日付は動かしにくいということでございます。この内容で特にご異議等なければ確定をさせていただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(委員一同) (了解。)

(稗田委員長) それでは、「3. 募集内容」についてです。ここも特に変更はないのですが、[中学生以下部門(こども部門)]というところは「こども部門(中学生以下部門)」という表現が正しいですね。そして、2種類のナンバープレートを作成しますという文章が1つ目ということになります。

(荒木委員) 細かい点ですが、3つ目に芦屋らしさとありますが、「1. はじめに」の

ところがかぎ括弧が入っているので、かぎ括弧を入れておいた方がいいと思います。

(事務局：橋本) かぎ括弧を追記いたします。

(前田委員) 流れが理解できていないくて的外れな質問かもしれませんが、ご当地ナンバープレートとは何ですか、ということにはならないでしょうか。皆さんがご当地ナンバープレートという言葉に分かっていらっしゃるのでしょうか。

(稗田委員長) それを選ぶ目的で来ているのでここでは通じるのかもかもしれませんが、一般的にどうなのかということですよ。それを募集要項で広く公募したときに、そもそもこのご当地ナンバープレートが何だということに行き着かないかというご質問ですよ。

(前田委員) 2種類作るのはどういう風に分けられるのかとか、今あるバイクの中の全部がそうなるのかとか、やはり基本的な情報が気になると思いました。

(事務局：脇本) そうですね。ご当地ナンバープレートについて、原動機付自転車のナンバープレートについてはデザインが各自治体によって自由に決められるということになっていることであるとか、本市においては白色のナンバープレートもそのまま残して選択制にする予定ですので、今回作ったものも選んでいただけるし既存の白のナンバープレートも選んでいただけるようなことであるとか、説明書きを書かせていただく方が分かりやすいですね。ご当地ナンバープレートが市民の方が100%分かるとは思いませんし、それでよろしいでしょうか。

(前田委員) はい。私だったら助かるかもしれません。

(稗田委員長) それではどこかのスペースに表現していただくということをお願いいたします。「3. 募集内容」については、特によろしいでしょうか。

(委員一同) (特になし。)

(稗田委員長) それでは、「4. 応募資格」につきまして、先程ご説明のありました2部門のうちの中学生以下部門としていた部分をこども部門に、そして括弧書きで中学生以下部門とし、表現を逆転させた形になっております。これの方が分かりやすいのではないかとのご説明がりましたが、いかがでしょうか。

(委員一同) (異議なし。)

(稗田委員長) それでは次のページに参ります。前回もいろいろご意見を頂戴した「5. 規格」というところです。先程ご説明がありましたように、前回のご意見の中では作成する側の自由度が大きくあるということがもう少し理解しやすいように表現を改めてはどうかというご意見等もあり、表現を変えていただいたということです。前回は、絵柄の例示も既存のデザインを例示と

して出していた案を、今回は形を変えて絵柄も入れて、新しいナンバープレートはこういうことができるという表現を入れたというご説明でした。見ていただいて何かお気づきの点等ありましたら、ご意見をいただければと思います。

(前田委員) ナンバープレートの素材とか、先程出していた印刷方法というのは、そこまではいりませんか。

(稗田委員長) 素材というのは決まっているんでしょうか。

(事務局：橋本) 素材はアルミになります。

(稗田委員長) 決まっているんですね。印刷方法は2種類あって、それは絵柄によってどちらの方法を選ぶかを決めるという考え方ですか。

(事務局：橋本) プレート作成業者によりまして2種類の印刷方法があります。スクリーン印刷というのは何色も使っていただける方法になります。もう1つの印刷方法がオンデマンド印刷というものになりまして、こちらの方は色が限られた作り方になります。ですので、色とデザインによってどちらにするかというのを業者と打合せを行いながら決めていくという方法になります。

(前田委員) では、特にそれを意識してデザインする必要はないであろうということですね。

(事務局：橋本) そうですね。デザインは自由にさせていただいて、それに合わせて事務局の方でどちらにあった技法かというのを業者さんと採用者の方と相談しながら決めていければと思っております。

(前田委員) 分かりました。少し細かいことを伺ったのは、いろんなインクがあるでしょうし、艶があつたりなかったりで見え方が違うでしょうし、それがデザインにも影響するのかなと思いましたが、デザインの自由さからいくと今の話ではない方がいいかもしれないですね。

(稗田委員長) 完全にその作成者が要求する色が出せるかどうかは難しいということですね。

(荒木委員) 例のところに出ておりますプレートに庭園都市と入っておりますが、この文言は入れても入れなくても良いと私達は分かっておりますが、こういう風に入っていると多くの人が入れるのかなと思うんですね。入れても全然大丈夫なものだとは思いますが、ここでいきなり庭園都市という言葉が出てきてますよね。かなりそっちにイメージが引っ張られてしまうと思いますが、引っ張られて良いというのであれば、やはり庭園都市という文言が例えば「1. はじめに」やどこかに出てくる方がいいのかなと思います。庭園都市というのはいろんな広報で使われているのであれば、そういったことをきちんとイメージする方がいいのかなとは思いますが、いかがでしょうか。ここはフレキシブルに入れても入れなくても良いというのがはっ

きり分かるような表示を、例えば薄い網囲みや、絶対入れないといけない文字ではないということが分かるような表記があるといいかなとは思いますが。あと、絵柄の山が描かれているものが参考例に入っておりますが、ここの辺りも他のところに入れれるというようなイメージが分かるように、もう少し何か良い表記がないのかなと思います。例えば、こういった具体的な色とか図形を入れずに、点線か何かで絵柄のスペースが分かるようにするとか、大体この辺だというようなフレームを入れるとか、そういった表記の方がいいのかなとは思いました。

(前田委員) よく見ていけば分かりますが、例えばこの「わ」というのは記号と表現されていますし、「1 2 3 4」はナンバーと書いています。これは入れてください、でもこれは入れても入れなくてもいいですというのではなく、例題の中で具体的に分かりやすく書いた方がいいのかなという気がしました。山の部分もそうですが、これは入れても入れなくてもいいですとか、自由ですとか、絶対守らないといけないところと自由なところと追加していいところが分かりにくいかなと。第1回目よりも随分分かりやすいと思いますが、さらに分かりやすくなる方法もあるのかなと思いました。

(稗田委員長) この絵柄をベースにするとなると、ここに書かれている項目が今は庭園都市、芦屋市、記号、ナンバー、絵柄の5つの項目があります。5つの項目それぞれに対して、自由なところと守らなければならないところを項目ごとに吹き出しや矢印のような形にして書くかですね。今のご意見はそういうことですね。

(前田委員) はい。そうですね。

(稗田委員長) 例えば、今ご意見のあった庭園都市の項目のところは例としてそうしているが、ここは何を書いてもいいと、ただ数字は駄目だということは表現しないといけませんね。別になくてもいいわけですね。

(田中委員) 私も庭園都市のところは今見て気になったのですが、例えば、今この四角囲みの中の3行目のところで駄目な例だけを書いているので、ここに追加してもいいのかなと思ったのですが。「芦屋市制70周年」というのは駄目な例を記載してますよね。文字を追加することは可能と書いてありますので、この文字というのは例えば「庭園都市芦屋市」というのオッケーということですね。

(稗田委員長) そうですね。

(田中委員) ここに書いてもいいのかなと思います。

(上月委員) 下地の色が白ということのははっきりと色のところに書いておいてもよいかと思います。他の市の例では、緑もありますので。それから「庭園都市」というところは、矢印を引っ張って文字の追加は可能と書くとよいと思

ます。でも前より随分はっきりしてきて、図式化して分かりやすいと思います。

(稗田委員長) 今この下の枠囲みで必須というか、必ず守っていただきたい事項が書いてある分を、それぞれの項目に割り振るというイメージですかね。

(前田委員) 吹き出しにしても下に書くにしても、私はどちらでも構わないと思うんです。少し言葉が足りなかったんですが、下の方を見たときに、記号と書いてあるのが何だろうと思ったんです。ですから、上の「わ」に例えば記号と書いていただいていたならそれで十分だと思います。

(稗田委員長) 対応できるようにということですね。

(前田委員) はい。そうです。私共が当然分かっているだろうことも、パッとみたときに分からない言葉がなるべくないように、しかも小学生も応募するわけですからなるべく分かりやすく書いておかないといけないのかなと。

(上月委員) 小学生版はもう少し簡単になりますか。

(事務局：橋本) いえ。同じです。

(上月委員) 同じですか。視認性というのは分からないと思いますけど。

(稗田委員長) 尖るなども分からない。こどもが読める漢字かどうかも。

(上月委員) プレートの図のところに、それぞれ下の別枠で書かれているものを落とし込むという感じですね。罫線で引っ張ったりして、一元化する。その見え方の方がいいと思いますし、あとは項目ごとに番号を入れておいたらどうでしょうか。例えば、質問がきた場合にすぐ分かるように、通し番号を入れておくと分かりやすいかと思います。

(稗田委員長) 全体をもう一度整理しますと、ナンバープレートの絵柄、例示をベースにさせていただいて、各項目に必要な事柄が対応できるような形で説明文の表現をしていくということで整理をお願いしたいと思います。併せて、全体を通じて、こどもさんが見られても理解ができる言葉であるとか、漢字のルビであるとか、そういったところは再点検をお願いしたいと思います。それでは、3ページ目に参ります。「6. 応募方法」でございます。ここでは、⑥デザインの題名と⑦デザインへ込めた想いを追記することに変更となっております。応募用紙が本日3点、案として提出されております。A案は全くの白紙のところからフリーで応募者に記載をいただくような形です。B案はビス留めの部分を下書きで入れているというところと、この枠囲みが縦10cm×横20cmの大きさですね。所謂指定をしているナンバープレートの大きさをイメージできるように、縦10cm×横20cmと薄く表記をしています。C案はさらにその下に芦屋市、記号、ナンバーを薄く表記をしているもので3パターンを用意していただいております。どれが一番応募者として書きやすいだろうかということ、またこの案以外

のところでも何か文言を入れておいた方がいいというご意見などがありましたら、出していただければと思います。

(上月委員) C案もすごく分かりやすいのですが、C案だとどうしても空いているところに書くというイメージが若干強くなるかなと感じました。もう少し数字が縮まってもよいということですので、4の右側がもう少し空いてそこに絵を書いても構わないし、これを動かしてもよいということですよ。

(稗田委員長) 文字とか記号とかは、これが現状の大きさなんですよ。

(事務局：橋本) 正確ではないですが、大体これくらいです。

(荒木委員) デザインする際にやはり原寸のこのサイズですと、少し小さいかなと思います。こどもさんが手書きをされる際に、もう少し大きい画面の方が絵が書きやすいのかなと思うんですね。提案なのですが、例えばこの形でこのサイズに拡大するといった感じで、これがプレートの盤面だと分かるような形にできないかなと。あるいは、応募用紙をもし画用紙で用意されるのであれば、表にデザインを載せて裏面に下表の情報が印刷されているようなものにできないかなと。あとは注意事項が裏面に書いているような応募用紙がいいのではないかなと。ダウンロードして応募される方にもそのような形で、2枚になるかもしれませんが、大きなサイズである方がデザインしやすいかなと思います。実際その手書きのものをプレートのサイズに縮小して制作する場合も、少し大きな原画から縮小して作る方が綺麗にあがります。原寸の大きさの原画で印刷するよりかは。デザイン自体は少し大きめの方がいいと思います。パソコンで応募される方には、それはあまり関係ないのですが。

(稗田委員長) 確認ですが、応募用紙は別にこれ限定ではないということでもいいですかね。自由に書くのは何を使っても構わないということですよ。その辺をもう少し書かないといけないのでしょうか。名前などの項目は必ず書いてくださいとか。ただし、デザインする用紙はこれに限定しないということでもいいんですよ。

(前田委員) 1行目にこの応募用紙にと書いてありますが。

(稗田委員長) そうですね。ここの表現は少し変える必要がありますね。

(前田委員) 確かに大きくデザインして応募していただくことに私も賛成ですが、審査するときはそのサイズで審査したほうがいいかなと思います。原寸でないと、視認性とか大事な部分を確認できないような気がします。ですので、応募したものから審査するのにスケールを合わせる作業が手間がかかってしまうのかもしれないですが、スケール感は大事なことかと思いますがいかがでしょうか。

(荒木委員) 原寸で見れた方がよりいいと思います。

- (事務局：脇本) 可能な限り大きなものは原寸に近いサイズで縮小して、できる範囲で対応いたします。
- (稗田委員長) 画用紙の縦横って1対2なんですか。
- (上月委員) 1対2ではないと思います。
- (稗田委員長) 画用紙にめいっぱい書くと、比率が少し歪になってしまいますね。その辺がこどもさんはどうなのでしょうね。
- (荒木委員) プレートの1対2の比率の枠は、やはり書かれていた方がいいかと思えます。画用紙もA4サイズでいいと思えますが
- (稗田委員長) この最大の大きさで使ってということですね。
- (荒木委員) はい、そうです。このA案と同じ大きさです。
- (稗田委員長) このA案は、縦横1対2ですか。
- (事務局：橋本) はい。
- (稗田委員長) 荒木委員の仰っていることは大きい方がいいだろうということと、原寸の分は用意せずに拡大版だけでいいのではないかというイメージですね。
- (荒木委員) 可能であればこちらが原寸であることを明記して、こちらが何%拡大したものを明記したうえで、実際のサイズはこれであるが、デザインするのは大きいサイズを利用してくださいということを書くかですよね。実際にはこのサイズになりますということを、原寸で認識されたほうがいいのかと思います。ですので例えば先程申し上げたように裏表で、表面は拡大案のフレームとビス穴の位置が分かるように白紙のものに書かれている。裏面に関しては、C案のようなものが裏面になっているものがあればいいんですが。A案のフレームだけが表面で、C案の情報が裏面に入っているというのはいかがでしょうか。
- (稗田委員長) そうでしたら、A案と、B案と両方を用意しましょうか。
- (荒木委員) B案というよりC案ですね。C案の芦屋市、記号、数字が入った状態のものを裏面にもってくるということです。名前などの応募情報がついているようなC案のイメージが裏面に印刷されており、デザインは表面に拡大したうえで落とし込んでくださいというのでいかがでしょうか。
- (前田委員) 私は、裏面はC案ではなく、B案の方がいいかなと思います。今回、芦屋市、記号、ナンバーというのは字体や位置なども自由ですよ。ということは、引きずられないようにしようと思うと、白紙でいいのかなという気がするんですね。先程上月委員が仰ったように、載せてたらこのままなぞってしまうかもしれないというのがありますので、より自由なものを求めるのならば、ビス穴だけの白紙でもいいのかなという気がします。
- (上月委員) こちらにもビス穴があった方がよいですか。
- (前田委員) そうですね。こちらにもビス穴があった方がいいような気がします。要

するに縛られるのは、それとサイズだけですよね。載せる文言とかはありますが、字体も位置も自由。ただし、色だけは濃紺ということですよ。こどもの案だと、芦屋市が平仮名で出てくるかもしれないですよ。漢字が書けない、となるかもしれないですよ。それでもいいんですか。

(事務局：脇本) はい。

(稗田委員長) どうでしょうか。A案とB案は両方用意してみましようか。原寸大で書きやすい方は原寸大の分をお使いいただきまして、もう少し広いスペースが必要な方はA案の方の用紙をお使いいただくというイメージでしょうか。A案の方も拡大した位置でビス穴の箇所については表記いただくというようなことでいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同) (了解。)

(稗田委員長) そうしましたら、その部分につきましては、修正をお願いいたします。それから先程申し上げました応募方法のところも、この応募用紙が限定ではないということがもう少し分かるように表記を改めていただきたいと思えます。

(稗田委員長) それでは4ページ目に参ります。「7. 審査」でございます。前回いろいろご意見を頂戴しまして、前田委員は今回初めてですが、前回どういう審査方法にするかいろいろ議論をさせていただきました。現在、具体的に委員会を開催して審査するのを2回予定しておりますが、それまでの間にそれぞれの委員の方に応募のあった内容をお送りさせていただこうということでして、その中でそれぞれの委員様の方で優先順位といいますか、10作品を目途にお選びいただくということで前回話をさせていただきました。それが一次審査というところになっております。それぞれ選んでいただきました10作品をこの委員会の場で持ち寄りまして、その中から最終的に各部門1つずつを選ぶということで前回この委員会の中でお話をさせていただきました。その点に関して、特によろしいですか。審査方法としては、先程事務局から説明のありました具体的に10作品という表記はせずに、書類審査という表記にするということでした。二次審査によりこの委員会の中で協議により決定していくということを書かせていただいております。特にご異議はございませんでしょうか。

(委員一同) (了解。)

(稗田委員長) それでは「8. 結果発表」のところについては、特に変更点等はございません。前回お示ししましたとおりということでした。最後5ページ目の「9. 注意事項」についても、特に前回からの変更はございません。この辺が非常に難しい言葉が出てきますので、先程のこどもさんたちが読んで分かるところまで説明ができるのかというのが少し微妙なところもありま

すが、少し工夫をお願いをしたいと思います。

(事務局：脇本) より文言を分かりやすく、こどもが理解できるような用語に変えるというのは極めて困難だと思いましたが、注意事項の一番下のところですが、「こども部門へ応募の場合は、保護者のかたと一緒に応募要項の内容をご確認ください。」という一言を付け加えさせていただきました。おそらくできるとすれば、ルビをふることぐらいかなと思います。用語を書き換えることによって、法律用語と違う用語になってしまってもいけませんので、そこは注意しながら最後の一言を付け加えさせてもらったという次第です。

(上月委員) ルビをふって、変えられるものだけ変えて、同じものがこどもの手元にも届くということを考慮してもらえればと思います。こども用のちらし等はないということですね。

(事務局：脇本) はい。単一の募集要項で考えております。

(稗田委員長) もう一度確認ですが、こどもさんの場合も応募者はこどもさん本人ですか。保護者は必須ですか。

(事務局：橋本) 保護者の方のお名前は必ず書いていただきます。

(荒木委員) 少し戻りますが、先程のこの応募用紙に今は一般部門となっておりますが、こども部門も差し替えて入るということですよ。

(事務局：橋本) はい。入ります。

(前田委員) 今のお話ですが、一般には保護者氏名はいらないんですか。

(事務局：橋本) 一般の市外の中学生の場合は、保護者のお名前もご記入いただきたいです。

(前田委員) 煩雑になるかもしれませんが、保護者氏名の下ぐらいに中学生以下のご応募の方はという旨の記載があればいいですね。

(稗田委員長) 「6. 応募方法」のところにそこは追記をしておくべきですね。高校生は保護者氏名は必要ですか。

(事務局：橋本) 賞金をお渡しするのに、高校生以下の方は保護者の方のお名前を書いていただきます。

(稗田委員長) それならば、具体的にそのように書いておいた方がいいですね。では、一通りお話をさせていただきましたが、全体を通じて再度確認をいただくべきこと等がございましたら、自由にご発言をいただけましたらと思います。

(荒木委員) プレート例を見てますと、一部盛り上がったり、エンボスをかけているものがありますが、そういったことはできるのでしょうか。

(事務局：橋本) エンボスは可能です。エンボスをすることで強度を上げることができます。デザインによっては、エンボスをした方がいいものもあります。複雑なものや丸みのあるデザインですと、そこにエンボスをして膨らみをつけ

で強度を上げるという技法がございます。

(稗田委員長) その部分は、今はまだ何も触れられてないんですね。

(荒木委員) そこは複雑になるから、あえて触れないでおこうということですか。

(事務局：橋本) はい。エンボスと言われて応募者の方がどのようなものか分からない場合もありますので、採用作品が複雑な形のデザインになれば、採用者の方にこういう技法がある旨をご提案して作っていかうと思います。

(荒木委員) では、書かないでいきましょうか。おそらく提出されたデザインは、何らかの形でやはり調整が必要になってくると思うので、その際により良い構成でエンボス等の提案をするということにしましょうか。

(委員一同) (了解。)

(事務局：橋本) 採用作品について、採用者の方とご相談させていただきながら、エンボス等の技法も取り入れられるものについては相談のうえやっていくのが良いと思います。

(田中委員) 形や特殊加工の有無によって、コストも全然変わってきますよね。決められた予算の中でということですよ。

(前田委員) 私も最初に素材を伺ったのはそういうこともありまして、きっと一般公募では平面として、しかも可能な表現方法でしか来ないと思います。ここにも書かれてあるのでもいいとは思いますが、加工する可能性があるということですので、作者を入れてされるのかどうかは分かりませんが、ブラッシュアップしてよりいいものを、デザインも少し変わるかもしれませんし、いきなり原案をそのままプレートにということではなくていいと思います。ずっとこれから使われるものであれば、いい案はいい案として選んで、それを一番いい姿にして作り変えないと難しいのではないかと思います。ここはいいけど、ここは駄目ということがきっとある気がします。

(稗田委員長) 立体性が出てくると、現物を実際に見てみないと審査できないという可能性が出てくるというお話ですよ。あくまでここは平面上でのデザインの中で選んでいくというスタンスですね。そういう形で進めさせていただきたいと思います。他に何かございませんか。

(上月委員) 煩雑になるので、こどもにもほぼ同じものをというのは分かりませんが、こども達の意欲を喚起するとすれば、あなたの考えたプレートが芦屋のプレートになる、是非作ってみましょうと誘いかけるようなこども向けのものがあるといいかなと思います。一番こども達が知っておかないといけない締め切りやきまり事などだけをピックアップしたこども向けのものです。最後のページは保護者に読んでもらったらよいので、このままでもよいと思います。A3の表裏1枚ぐらいの紙の間に応募用紙が挟んであるというぐらいのものです。書いてみたいという気持ちになると思いますので、こ

どもの心に響くような書き方や形式だと面白いと思います。

(稗田委員長) 今後の具体的な周知方法はどうされますか。

(事務局：橋本) まずポスターを市内の掲示板に貼ったり、関係各所には持ちこみます。また、ラポルテの市民サービスコーナーに募集要項と用紙をセットにしたものを作成して置いておこうと思います。あとは、近くの芸術大学に募集のちらし等の案内を貼らせていただくお願いをさせていただきます。こども部門につきましては、教育委員会と協力しながらできるだけ多くのお子様に参加いただけるような機会を設けたいと思っております。

(稗田委員長) ポスターというのは、大きなちらしぐらいの大きさのものですか。

(事務局：橋本) 2種類作る予定でして、1種類は大きなものを作り、あとは窓口で取っただけのような配布用のちらしを作ろうと思っております。その中で、上月委員が仰ったこども向けの簡単で分かりやすく書きたいと思ってもらえるようなちらしを作って、応募用紙と一緒に配りたいと思います。

(稗田委員長) せっかくなので、是非いろんな方にご参加いただけるようにしてください。特に他になれば、今までいただいた意見をもちまして、募集要項を最終固めさせていただきたいと思います。どうでしょうか。今日いただいたご意見の修正分は、それぞれ委員の皆様方に事務局の方からお送りするような形にしますか。最終的にそれでもう一度ご意見をいただいて、最終案を固めるという流れでよろしいですか。

(委員一同) (了解。)

(稗田委員長) そうしましたら、いったん今日いただいたご意見を反映させた最終原案を事務局の方で作成しまして、事務局から各委員様方に郵送かメールでお送りさせていただくことになろうかと思います。それで内容を確認いただきまして、もしさらにご意見等ありましたらその旨お伝えいただいて、それを踏まえて最終的に募集要項を固めさせていただきたいと思います。そして、6月1日から応募ということになっておりますので、時間のない中ということになりますので、委員の皆様方にはご協力をよろしくお願いいたします。それでは、本日予定されている議事については以上でございますが、その他連絡事項などございましたら事務局からお願いいたします。

(事務局：橋本) 本日は皆様ありがとうございました。お話しいただきました募集要項でデザインを募集させていただきまして、8月1日が締切日になりますが、応募のありましたデザインにつきましては随時委員の皆様へ送付させていただきたいと思います。スケジュール等、別途メールでお送りさせていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

(稗田委員長) それではこれもちまして、第2回芦屋市ご当地ナンバープレート選定委員会を終了させていただきます。次回は少し時間が空きますが、8月2

2日（月）14時からでございますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

（一同） ありがとうございました。

以 上

※この会議録については、署名委員に内容を確認の上、署名をいただいております。